

一般社団法人宮崎県放射線技師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮崎県放射線技師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、診療放射線技術の進歩発展及び医学的研究を行い、会員の資質の高揚を図り、もって医業を通じて県民医療の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 地域住民への正しい放射線の知識の普及に関する事業
2. 放射線の管理並びに汚染防止及び障害防止の調査研究に関する事業
3. 診療放射線技術の高揚に関する事業
4. 地域住民の公衆衛生の普及向上に関する事業
5. 会員の福祉及び相互扶助に関する事業
6. その他目的を達成するために必要な事業

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事並びに理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 県内に居住又は勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であつて、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 正会員の中から当法人に特別の功績があつた者で理事会において推薦された者。

2 名誉会員は、会務について諮問に応じる責任を負う

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

但し、定款第11条の規程に基づき当法人を除名された者、及び第12条の規程（同条（2）の場合を除く。）に基づき当法人の会員資格を喪失した者については、理事会はその者の入会を拒むことができる。

(会 費)

第8条 正会員は、総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、法人法第27条に規程する経費とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「正会員・名誉会員名簿」を作成

し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員・名誉会員名簿」をもって、法人法第 31 条に規程する社員名簿とする。

2 当法人の正会員及び名誉会員に対する通知又は催告は、「正会員・名誉会員名簿」に記載した住所、又は正会員又は名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員については第 1 号に該当するとき）は、定款第 20 条第 2 項の規程に基づきその会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を著しく毀損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 前 2 条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が、前 3 条の規程により会員の資格を喪失した時には、当該会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 総会時における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（賞味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 5 月に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 総会は別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招

集の理由を示して請求があったときは、会長は、理事会の決議により臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所など必要事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

4 理事会は、総会を招集するに際して、特段の事情がある場合に限り、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めることができる。

(招集手続の省略)

第18条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

ただし、理事会が前条第4項に掲げる事項を定めた場合には、この限りでない。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事・監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第25条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第21条 定款第17条第4項に定める場合に限り、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において定款第20条の規程の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(総会決議の省略)

第23条 定款第17条ないし定款第20条第1項・第2項の規程にかかわらず、総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

- (3) 次に掲げる規程により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ① 監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
 - ② 辞任した監事の辞任した旨及びその理由
 - ③ 理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められる場合のその調査報告
 - ④ 監事の報酬等についての意見
- (4) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係わる職務を行った会員の氏名
- 2 議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第25条 当法人に次ぎの役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 9名以上 11名以内（会長及び副会長を含む）
- (4) 監事 2名

2 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員資格)

第26条 役員は、当法人の正会員の中から選任する。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねる事ができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係が有る者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人であるもの、その他これに準ずる相互に密接な関係に有る者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、定款第20条第1項の規程に基づき、総会において正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 会長及び副会長は、理事会において理事の過半数をもって選定及び選任する。

(会長及び副会長の職務)

第28条 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 副会長は、会長を補佐して会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、法人法上の代理理事を選定するため、定款第36条の規程に基づき早急に理事会を招集する。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行す

る。

(監事の職務)

第30条 監事は、次に掲げる業務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 各事業年度に係わる貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計画書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事に総会若しくは理事会の招集を請求し又は理事会の招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は理事会を招集すること。
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会で報告すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に泰にした理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、再任されることができる。

5 役員は、定款第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第32条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、定款第20条第2項の規程に基づき総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第33条 理事及び監事には、報酬、賞与は支払わないものとする。

第5章 理事会

(構成及び権限)

第34条 理事会はすべての理事で構成する

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び副会長の選任並びに会長及び副会長の解職

3 監事は、理事会に出席しなければならない。ただし、議決に参加することはできない。

(招集)

第35条 理事会は、会長がこれを招集し、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ

理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しななければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第36条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所

(2) 理事会の招集が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

① 会長以外の理事の請求を受けて招集されたもの

② 会長以外の理事による請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日に理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその理事が招集したもの

③ 監事の請求を受けて招集されたもの

④ 監事による請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日に理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその監事が招集したもの

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、該当理事の氏名

(5) 次に掲げる規程により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

① 法人法第 84 条第 1 項各号の取引（1. 理事が自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引 2. 理事が自己又は第三者のためにする当法人とするとりひき 3. 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引）をした理事の報告

② 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告

③ 監事の意見

(6) 出席した理事及び監事の氏名

(7) 議長の氏名

- 2 前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合の議事録には、前項に掲げる事項のほか次に掲げる事項も記載する。
- (8) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (9) 前項の事項の提案をした理事の氏名
 - (10) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (11) 議事録の作成に係わる職務を行った理事の氏名
- 3 議事録には、議長、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第42条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか監査報告を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとし、定款、会員名簿は常に主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第43条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 定款の変更並びに解散及び精算

(定款の変更)

第44条 当法人は、定款第20条第2項の規程に基づき総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散の事由)

第45条 当法人は、次の各号の事由によって解散する。

- (1) 当法人の破産手続開始の決定があったとき。
- (2) 当法人に下記に定める事由等が生じた際に、定款第20条第2項の規程に基づき総会において解散が可決された時。
 - ① 当法人の目的たる事業の実施が不可能になったとき。
 - ② 正会員の数が20名以下になったとき。
 - ③ 1年以上総会を開かないとき。
 - ④ 当法人が法人として独立性を失ったとき。
- (3) 裁判所より解散命令があったとき。
- (4) 当法人が消滅する合併があったとき。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

第8章 雑 則

(特別な利益供与の禁止)

第47条 当法人は、定款43条及び第46条の定めに反する行為はもとより、剰余金の分配又は残余財産の配分若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別な利益を与える行為（決定を含む。）を行ってはならない。

(委 任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定め、その制定・改廃につき総会にすみやかに報告を行うものとする。

(公告方法)

第49条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

(定款に定めのない事項)

第50条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第9章 附 則

(移行定款の施行日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

(最初の会長)

2 当法人の最初の会長は紫垣誠哉とする。

(移行に伴う事業年度)

3 法人法及び整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行った時は、定款第41条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。